

1UP PLAY PARKアフタースクール規約

2025年2月1日施行

第1条(名称及び所在地)

本アフタースクールは、1UP PLAY PARK(以下「本アフタースクール」という)と称し、事務局を 〒370-3102 群馬県高崎市箕郷町生原1901-1株式会社1UP(以下「クラブ」という)内におく。

第2条(目的)

本アフタースクールは、小学校に通う児童が本クラブ所属の指導員または提携先の指導員により、安全な管理のもと児童預かり事業を実施し、本クラブが実施するスポーツ教室を有効活用し運動競技全般に通ずる運動能力および技術の向上およびスポーツの普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条(入会資格及び手続き)

本アフタースクールに入会できる者は、本アフタースクール及びクラブの目的に賛同した者とする。本アフタースクール利用者については、保護者が本アフタースクールに該当児童を預けるに適した健康状態ならびに精神状態であり、本アフタースクールの規約を遵守し、クラブが入会に適すると認めた者(以下「会員」という)とする。またスポーツ教室を併用する会員に関しては、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールの規約を遵守し、クラブが入会に適すると認めた者(以下「会員」という)とする。ただし、選考が必要となるクラスに関しては、選考会または抽選等により決定する。また、未成年者の場合、親権者の許可を条件とし、所定の手続きにより本事務局 に対して入会を申し込むこととする。

第4条(会費)

会員は、別に定める入会金、月会費、更新料または年会費およびその他クラブ運営に必要な費用(以下「会費」という)を納入しなければならない。

第5条(入会金)

本アフタースクールに入会するものは、所定の入会金を納入しなければならない。

第6条(会費の不返還)

一旦納入した会費は原則として返還しない。

第7条(会費の支払方法)

本規約に基づく会費の支払い方法は、当クラブが指定する方法により、毎月 15 日に決済するものとする。

第8条(会費の滞納)

会員が会費の支払いを怠った場合は、1ヶ月目に注意、2ヶ月目に勧告とする。会員が理由なく会費の支払いを3カ月連続して怠った場合は、本アフタースクールは当該会員に対するサービスを停止し、当該会員は会員としての資格を失い、退会とする。

会費の滞納により退会となった場合は、いかなる理由についても一旦納入した会費は原則として返還しない

第9条(ウェアの着用、購入)

会員は、本アフタースクールが指定するユニフォームまたは用具等がある場合には、指定のユニフォームまたは用具等を購入し着用しなければならない。ただし本アフタースクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。

第10条(遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、アフタースクール会場での諸規則に従うものとする。会員は1UP PLAY PARKの一員として、アフタースクール内の秩序、規則、指導員並びにコーチの指示、運営スタッフの指示、公共のルールやマナーなどを遵守しなければならない。

第11条(開所日・預かり場所)

1.本アフタースクールの開所日、時間および場所については、本アフタースクールが定めた年間および月間スケジュールによる。なお開所日については、原則以下のとおりとする。

(1) 開館日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びお盆休み（スポーツ教室に準ずる）、年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで）、その他クラブ指定の休所日

(2) 開所時間

ア.小学校の授業日：午前10時30分から午後6時00分まで(スポーツ教室参加の場合は19時まで利用可能)

イ.小学校の授業の休業日（土曜日を除く）：午前8時から午後6時00分まで(スポーツ教室参加の場合は19時まで)

ウ.土曜日：午前8時00分から午後4時00分まで(スポーツ教室参加の場合は17時まで)

※クラブは、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日を開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

2.やむを得ない事情が発生した場合は、定められた開所日、時間等を変更または中止とすることがある。その場合は、事前に会員に通知をする。

3.前項により中止になった場合は、振替日等を設けることはしない。会員は、その決定をクラブに一任するものとする。

第 12 条(会員変更事項)

会員は、クラブに届け出た会員情報について変更があった場合、事務局へ遅滞なく申請しなければならない。尚、会員情報の変更に関する申請がないためにクラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、クラブは一切責任を負わないものとする。

第 13 条(入会)

入会日は利用開始日とする。月途中の入会も認められるが、会費は入会月からの支払いとなる。日割りや回数割などは適用されない。

第 14 条(退会)

1.会員が会員の都合により退会する場合は、退会を希望する月の当月 15 日までに事務局に申請をし、承認を得るものとする。

2.退会を希望する月の当月 15 日までに申請されていない退会希望者は、翌月の会費を支払うものとする。

3.一旦退会した会員が年度内に再入会する場合、入会手数料は免除するものとする。

4.一旦退会した会員が翌年度以降に再入会する場合、入会手数料を支払うものとする。

第 15 条(休会)

1.会員が怪我等の理由により 1 ヶ月以上休会する場合は、休会を希望する前月 15 日までに事務局へ休会の申請をし、クラブの承認を得るものとし、所定の金額を支払うこととする。

2.休会期間は原則 1 ヶ月までとし、休会の期間が経過したときは自動的に復帰するものとする。ただし、怪我などの理由でクラブが休会期間延長の必要性を認めた場合はこの限りではない。

3.休会した会員が復帰する場合は事務局に申請をし、クラブの承認を得るものとする。

第 16 条(プラン変更)

会員が会員の都合によりアフタースクール利用プランの変更を希望する場合は、変更を希望する前月 15 日までに事務局に申請をし、クラブの承認を得るものとする。(曜日を変更・追加する場合も同様とする。)

第 17 条(継続・年度更新)

1. 会員が年度を越えて継続を希望する場合、継続手続きに従い、本アフタースクールの承認を得るものとする。ただし、選考が必要となる場合には、選考会または抽選等により決定する。
2. 年度更新継続を希望する場合、年度の 3 月末時点で休会中の会員は、継続手続きにより 4 月から復帰とする。
3. 会員は、年度更新料(年会費)が指定されている場合は、所定の金額を支払うこととする。

第 18 条(保険の加入)

会員は入会と同時にスポーツ傷害保険に加入することとし、加入手続きは全て事務局で行う。なお、傷害、事故の場合における補償および責任は加入する保険会社の約款に従うものとする。

第 19 条(負傷時の処置)

1. クラブは会員に対し、本アフタースクール活動中において事故のないように万全の注意を払うが、練習中、活動中ならびに移動中の不測の事故による傷害に対しての補償については、会員が本アフタースクールにおいて加入するスポーツ傷害保険の適用がある範囲の限りとし、それ以外の補償は負わないものとする。
2. クラブは会員が本アフタースクール活動中に怪我をした場合には、クラブスタッフにより応急処置を行う。救急を要する場合は、救急搬送を行う。救急搬送を要する場合には、法定代理人(保護者)の承諾が得られない場合でも、クラブスタッフの判断によって救急搬送を要請する場合がある。

第 20 条(活動方針)

会員およびその法定代理人(保護者)は、クラブに対し、アフタースクールの指導方針や活動方針について一任するものとする。

第 21 条(除名)

1. 会員(法定代理人(保護者)含む)が以下の事項に該当する場合、または、クラブにおいて会員が本アフタースクールの会員として不適格と判断した場合、クラブは、当該会員を本アフタースクールから除名することができる。

- (1)会員またはその法定代理人(保護者)が、本規約の事項またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催促を促したにもかかわらず、これを拒絶または無視し、改善しなかったと認められたとき
- (2)クラブ又は本アフタースクールの名誉・信用を著しく損なう言動をした場合
- (3)会費等を3カ月以上滞納した場合
- (4)会員が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こした場合

2.前項に基づき会員を除名した場合、クラブは会員に対して何らの義務または責任も負わない。

第22条(休校、閉鎖)

本アフタースクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとする。

第23条(免責)

- 1.会員(法定代理人(保護者)を含む)は、クラブにおける盗難、傷害、ピッチ(グラウンド)外での事故およびその他の事故について、クラブに重過失がある場合を除いて、クラブに対して何ら損害賠償を求めない。
- 2.万が一、クラブが会員(法定代理人(保護者)を含む)に対して損害賠償責任を負う場合、その損害賠償額は、本アフタースクールの6か月分の月会費と同等額を上限とする。

第24条(附則)

クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができると共に、本規約に定めない事項については細則を定めることができる。尚、本規約を改定した場合は、ホームページでの告知等の合理的な方法で周知する。また、会員は、変更内容通知後または新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなされる。

第25条(施行)

本規約は、2025年4月1日から施行する。

第4条(会費) 【別表1】

入会金 11,000 円(税込)

月会費 別表2の通り

【別表2】

徴収方法	毎月15日までに所定の方法にて月会費(翌月分)を支払う。入会金は初回支払い月に支払う・その他の費用の支払い日は、都度調整
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への更新の際、年度更新料(年会費)として、8,800 円(税込) ・施設維持費として、5,500円(税込) ・休会時の管理費として 1,100 円(税込) ・年度内の再入会手数料として 3,300 円(税込) ・活動内容により、その他参加費が発生する場合あり。

スポーツなし	サブスク	レギュラー	ライト
① キッズ	税込26,400円	税込11,000円	税込3,300円
② ジュニアA	税込23,100円	税込9,900円	税込2,750円
③ ジュニアB	税込21,900円	税込8,800円	税込2,200円

スポーツあり	サブスク	レギュラー	ライト
① キッズ	税込34,100円		
② ジュニアA	税込31,900円		
③ ジュニアB	税込31,900円		
④アスリート	税込31,900円		
⑤②or③+④	税込33,000円		

- スポーツなしで預かり延長の場合は、30分につき税込550円/回(月当たりの上限金額は税込8,800円、1分単位で計算)
- 迎えが閉所時間を過ぎてしまった場合は、30分につき税込1,100円/日(月当たりの上限金額はなし、1分単位で計算)
- 土曜日利用については以下の追加費用がかかるものとする
 - ①サブスク会員→税込3,300円/回(月当たりの上限は税込9,900円)
 - ②レギュラー会員→税込4,400円/回(土曜日開催のスポーツ教室参加費込み)
 - ③ライト会員→税込5,500円/回(土曜日開催のスポーツ教室参加費込み)
- 学校の長期休業中(夏季休業、学期末休業)の利用料金については、都度案内する
- おやつ代は、物価変動に伴い半期毎に調整する。金額については、入会時に口頭または書面で利用者に伝えるものとする。おやつ希望の有無については月毎に変更可能とする。

各種割引:会員が以下のいずれかに該当する場合は、以下の割引を適用する。

- (1) 家族割引 兄弟や親子で入会している場合、該当者全員の月会費のうち安価な方の会費を50%割引を適用する。
- (2) 提携クラブ割引：当クラブと提携するクラブに所属している場合、該当者全員の月会費のうち20%割引を適用する
- (3) パートナー割引：当クラブに協力・協賛する企業・団体に所属している場合、該当者全員の月会費のうち細則に応じて割引を適用する

<個人情報取り扱いについて>

- ・本クラブではご提供いただいた個人情報について適切かつ慎重に取り扱いを行い、クラブ運営に関する事項以外の利用は行いません。
- ・会費支払いの手続きや会員連絡システム等、クラブ運営に関わる事項については、正当な利用目的の範囲内において、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など法令に基づき第三者に個人情報を提供することがございます。
- ・ご提供いただいた個人情報の訂正、変更、削除を希望する場合には、本クラブ事務局までご連絡をお願い致します。

<写真や動画等の取り扱いについて>

会員が映った映像・写真を、当クラブ及びスポンサーによる広報利用・商業利用(オフィシャルサイト、イベント写真販売など)はじめ、一般メディアの報道(試合中継・テレビ・新聞)などに使用することがございます。